### 平成29年度第1回長野市環境審議会 議事録

- ・日 時: 平成29年7月6日(木)午前10時から正午まで
- ・場 所:長野市役所第二庁舎 10 階 203 会議室
- 出席者

委員:大澤会長、高見澤副会長、倉﨑委員、北澤委員、小林委員、渡辺委員、小山委員、金井委員、 宮島委員、井出委員、伊藤委員、小川委員、駒村委員、清水委員、

事務局:井上環境部長、宮沢次長兼環境政策課長、山岸環境政策課長補佐、丸山環境政策課長補佐、 峯村環境政策課長補佐兼地球温暖化対策室長、北村廃棄物対策課長、松本生活環境課長、伝 田清掃センター所長補佐、吉田衛生センター所長補佐、鈴木環境政策課係長、水野環境政策 課係長、辻環境政策課主査、吉原環境政策課主査

### ≪ 資料 ≫

- •会議事項
- (1)「長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」の改正について

ア	同条例の現状と課題について		資 料	1	<b>-</b> 1	]
1	同条例本文		資 料	1	-2	]
ウ	同条例逐条解説(基本的考え方)	[	資 料	1	- 3	]
工	同条例の主な改正項目および内容について		資 料	1	-4	

### • 報告事項

(1) 長野市環境マネジメントシステム (NEMS) の報告について

ア 平成28年度市有施設のエネルギー使用量について 【資料2-1】

イ 第二次長野市環境基本計画の取組結果とマネジメントレビューについて

【資料 2-2】

ウ 長野市環境基本計画後期計画 平成29年度指標・目標値の設定について

【 資 料 2-3 】

「長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」の改正

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 事務局紹介

### 5 諮 問

「長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」の改正について

### 6 会議事項

(1)「長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」の改正について

ア 同条例の現状と課題について  $\left(\right)$  質 料 1-1  $\left(\right)$ 

イ 同条例本文 【 資 料 1-2 】

ウ 同条例逐条解説(基本的考え方) 【資料1-3】

 エ 同条例の主な改正項目および内容について
 【 資 料 1-4 】

ア〜エについて一括説明(事務局)

### (A委員)

路上喫煙の防止に関して、現在長野市は努力義務であり、たばこの吸い殻のポイ捨ては増加傾向に 転じていますので、罰金又は過料の設定を盛り込んだ条例の改正は、良いことだと思います。

ただし、罰金又は過料については、運用の方法について十分に検討をする必要があると考えます。 また、たばこの吸い殻入れの設置に関して、資料の中に民地という表現がありますが、民地とは公 の道路までのどこまでを指すのか、その扱いも難しいと思います。

### (井上部長)

道路上と民地は、区分けをされており、民地に条例で縛りをかけることは難しいと考えます。

規制ができる道路上と、民地であっても協力を求める形が良いのか、今後、皆様方のご意見を頂きたいと思っております。現在は、努力義務のため「できるだけ吸わないように」とお願いをすることしかできませんが、条例改正後は、条例に基づいて指導をすることができます。

過料につきましては、罰則金の徴収を目的とするのではなく、条例に基づいた過料があるということをご理解いただき、歩行喫煙を止めていただくことが大事であると考えております。

## (B委員)

灰皿の設置が減少していることも、たばこの吸い殻ごみが増えている要因であると資料に書かれていますが、それ以外に分析をされている事がありましたら教えていただきたい。

#### (鈴木係長)

分析まではございませんが、近年たばこが吸いづらい環境が増えているという現状があります。 家庭ではたばこが吸えないという方も多く、新築されたマンション付近の交差点で、ポイ捨ての本 数が増えております。この他、映画館の前なども増加傾向にあります。

以前は、タクシー乗り場や公共交通機関の乗降場所に多かったのですが、近年、先ほど申し上げた 箇所で増えてきております。

## (D委員)

私の会社では、月に1回朝清掃を行っておりますが、ごみは減っていても、たばこの吸い殻は減っていない状況です。特徴としては、先ほど事務局がおっしゃったように家庭で吸えないので、車から降りて吸う方が多く、駐車場近辺で多いという点です。

会社でも禁煙を進めております。今から 15 年から 20 年くらい前からは、禁煙ということで喫煙者 が減りましたが、最近はほとんど減らない状況です。 これからは、教育レベルで、もう少し禁煙教育をして喫煙をしない状況を作らないとなかなか減らないと思います。今は、喫煙者を減らすのが難しい状況にあると感じています。

#### (C委員)

長野大通りからすると、善光寺の通りは少し離れますが、外国人観光客の方もこの3年間くらい増えている気がします。その辺りの分析についても少し突き詰めて、対策ができればと思います。

### (井上部長)

その件につきまして、なぜ長野大通りが調査地点なのか、ご説明いたします。平成8年から現定点で行っており、当時の状況ですと、権堂のアーケードから大通りに抜けますとタクシー乗り場がありました。

タクシー乗り場にポイ捨てが多かったことがあり、そこを定点に長野大通りまでの 10 箇所を設定 したという背景があります。ご指摘のとおり、条例の改正後は、効果を検証する必要がありますので、 現在の定点は活かし、それ以外のポイントも確認する予定です。

#### (E委員)

まちをきれいにするということで、ポイ捨ての規制を少しきめ細かく行うのは、良いことだと思っております。

まちの景観を考えますと、ポイ捨てには、たばこの他にペットボトル等がありますが、道路の植栽の雑草が茂ると、ごみを捨てやすくなると思います。まちの美化を考えると、たばこのポイ捨てだけでなく、総合的な取り組みにも対応していかなくてはいけないと思います。

少し郊外を歩くと植栽の下草が、繁茂していることが非常に目立ちます。温暖化が進んでまいりますと、感染症を媒介する昆虫の巣窟にもなりかねない気もします。

管理の場所として、市の景観を更にレベルアップするような総合的なビジョンが必要だと思います。 今回は、現行条例の改正を行い、引き続き総合的なビジョンでの取り組みが必要であると思います ので、その辺りの考え方がありましたらご紹介ください。

## (井上部長)

環境は、ごみの話だけでなく、さまざまな分野と結びついており、昨年ご審議をいただきました環境基本計画後期計画も、全庁が関わる中で計画を立てて参りました。ご意見をいただきました内容を十分に踏まえ、今後実効性のある対応をして参りたいと思っております。

灰皿の設置が減少していることにつきましては、ごみ箱が同じ考え方だと思います。本市では、市 街地におそらくごみ箱がありません。

これは、ごみ箱を設置することが、ごみを捨てることに関するモラルの低下に繋がる可能性がある と考えられるためです。

ただし、灰皿の設置につきましては、ただ無くすということだけでなく、喫煙される方にも配慮していく必要があると思っています。

#### (F委員)

- 二つの情報提供と一つの確認をさせていただきたいと思います。
- 一つ目は、長野県短期大学の敷地の周辺に隣接する市営の三輪公園、大学の周辺、住宅地に接する部分、旧SBC通りで、ごみやたばこの吸い殻のポイ捨て状況を時間帯別に朝、昼、夕に分けて、その量の時系列変化を取った研究をテーマにした学生がおります。

住宅地に接した裏通りに関しては、ごみのポイ捨てや吸い殼はあまり見られない状況、旧SBC通

りでは、通勤に向う前の朝の時間帯と退勤する夕方の時間帯に吸い殻のポイ捨てが多い状況だという こと。三輪公園に関しては、ごみやたばこの吸い殻などがお昼の時間帯を中心に多く捨てられている ことを確認したという研究成果を出したという情報が一つ目です。

もう一つは、集合住宅、アパート、マンションにおける隣近所のバルコニーからたばこの煙と臭いが行くことにより、近隣トラブルが起きている問題をテーマにした学生がおります。近隣トラブル問題では、上位を占めるというような報告をしたものがあります。

お尋ねしたいのは、電気加熱式たばこがどのようなものなのかということと、電気加熱式たばこを たばこ及び喫煙の定義の中に含めるのかどうか、ということについて教えていただければと思います。 (井上部長)

全国的に、電気加熱式たばこの利用者が広がっています。火をつける方式でなく、電熱線が入って おり、吸い込むと、水蒸気のみが排出される方式です。

見た目は、普通の葉巻の太さと同じくらいです。たばこを吸わない方がその姿を見た場合、どう感じられるか、この辺りを含め定義や規制を検討していくことが重要と考えます。

電気加熱式たばこは、煙や灰は出ませんが、吸い終わった後に吸い殻が出ますので、ポイ捨てに繋がる可能性はあります。

### (D委員)

条例の第8条には、「公共の場所」という形で限定されております。文化財保護法等の関係性も確かめた上で、善光寺等の公共的な場所での禁煙に関する一文が欲しいというのがまず一点目です。

二点目は、条例の第 11 条で重点地区を「指定することができる」と規定していますが、重点地区を設け、明確にするのであれば「指定する」が良いと思います。二点目について、具体的に指定をする方向にあるかどうか、お聞きしたいと思います。

### (井上部長)

二点目から申し上げます。現時点では「重点地区」について、条例の施行時に具体的に指定をする ことは、想定しておりません。

事務局としては、全市を対象に歩行、路上喫煙は禁止し、しっかりと啓発をすることで、路上喫煙は禁止されているという意識を持っていただき、路上喫煙をしない行動に結びつけていきたいと考えています。

それでも、路上喫煙の減少が見られなければ、「重点地区」を指定する必要があると考えています。 条文では罰則規定を含めて整備をしたとしても、施行時からの適用ではなく、路上喫煙を行わない 意識をきちんと持っていただけるよう啓発・周知し、行政としての責任を果たすべきと思っておりま す。

# (鈴木係長)

一点目について申し上げます。重要文化財や重要無形民族文化財またはそれに類する文化施設や、郷土品、美術品等も含めましてそれらの建造物の内部または周囲においては喫煙をしてはならないと 既に長野市火災予防条例で定めがございます。

## (B委員)

資料1-1の2ページにある「捨てられにくい環境づくり」について、具体的にどのようなことを 想定しているのかお聞きしたいと思います。

### (井上部長)

清潔な生活環境の中で、地域の環境を保つことが「捨てられにくい環境づくり」であると考えております。

### (B委員)

そのような環境づくりを進めることは、ポイ捨ての防止に繋がると思います。

例えば、戸隠の森林植物園では、過去にごみ箱が設置されていましたが、ごみ箱の周りにごみが溢れるような状態になって。そこで、ごみ箱を撤去したところ、撤去当初はベンチの下などにごみが置かれたりしましたが、徐々に改善され今ではほとんどごみが見られないという状況になっております。そのような事例もあることを、お伝えさせていただきました。

#### (井上部長)

先ほど、ごみ箱の話をしましたが、例えば、びんずる祭りがございます。ごみをお持ち帰りいただく形に変えてきており、意識付けが徐々に広がってきていると思います。

自分が出したごみを最後まで責任を持つ、という考え方を皆様に持っていただきたいと考えます。 (G委員)

先日あるイベントで、たばこの吸い殻などが捨てられていました。

普通に生活していても、これだけ事務所などでたばこが吸えないとなってきますと、道端や生垣などで吸って捨ててしまうことがあると思います。

規制することにより隠れた場所で吸ったり、吸い殻が多くなる場所が生まれたり、かえって負の効果、負の場所ができてしまう可能性があると思います。

全体的なモラルは向上しているが、中にはそうではないという人との兼ね合いもあります。

現在調査をされている場所が、規制をしたことによって負の場所になる可能性がないか、という検 討も条例と重ねて重要になってくるという気がします。

#### (井上部長)

先ほども申し上げましたが、現在は努力規定ですので、我々は歩行喫煙者に対して、「しないように努めてください」とお願いするしかなく決定的でないのですが、条例を改正すれば、条例に基づいて強く言えます。

規制をすると、必ず隠れて何とかしようという人は出てきてしまうことは十分考えられますので、 規制を強く言うよりも、私はモラルに訴える一つの手段として条例を考えていくことが望ましいと思 っています。

### (B委員)

これは条例改正についてではありませんが、提案としてポケット灰皿をたばこと一緒に販売するとか、吸い殻が集中する場所付近にスペースを設けて、緑で囲って吸えるようにするといったことはいかがでしょうか。

全く吸ってはいけないというのは不可能であり、吸うか吸わないかは個人の趣味の問題でもあるという考え方も選択肢の一つだと思いました。

### (井上部長)

ポケット灰皿の話がありましたが、担当から説明いたしましたとおり、全市的に歩行喫煙を禁止しますので、歩行しないで立ったままたばこを吸うということについて、検討の必要を感じています。 ポケット灰皿を携帯されていてそこで吸う、といった場合についても、ご意見いただければと思っ ております。

#### (日委員)

目的との関係だと思うのですが、ごみの削減が目的だとすれば、携帯の灰皿を持っていて、持ち帰ることができれば、規制できないという結論になりますし、健康増進、受動喫煙など一歩踏み込んだ条例の目的とするのかどうか、目的をどこまで捉えるか。目的との関係で規制の範囲というのは、ある程度の制約が出てくる考え方が一つあると思います。

実際、店の前か道路かの境での喫煙や、店内が禁煙である場合の店外での喫煙についてどうするのか。お店に、「灰皿を設置しないでください」という話を併せて行うのか。

逆に設置しないことでポイ捨てにつながってしまう現実もあるとすると、設置の仕方についても図っていくのか。規制を厳しくすると、どこまで注意できるのか判断が難しくなると思います。

#### (井上部長)

目的による捉え方が大事な視点であると感じました。路上における喫煙場所の道路との境の部分について、厳密にするのは難しいと思います。課題にあるとおり喫煙場所の設置基準について、規制ではないにしても努めるといった形で盛り込む考え方もあると思いました。

#### ( I 委員)

この条例を考えていく上での一番基本であると思うのですが、車からのポイ捨てという部分をどう 考えるのかです。

堤防近くでは、ごみが捨てられています。車からのポイ捨ても条例の中に含めて我々は考えていかなければならないのか否か。

### (井上部長)

今の条例では、先ほど説明したとおり第7条で「市民等はポイ捨てしてはならない」となっていますので、車からのポイ捨ては禁止行為として明確であることをご理解いただけたらと思います。

#### ( I 委員)

すべて含めて、この案づくりを検討していくということでよろしいのでしょうか。

ただ範囲が広がってしまうので、自分達の考え方の基本をどこに置いて提案すれば良いのかという 部分です。

#### (井上部長)

今回の諮問は、先ほど申し上げたとおりでありますが、改めて全体を見渡した時に、ご意見をいただけるのであれば、それはありがたいことでございます。

ただ基本はひとつ、今回の諮問を基本にしていただければと思います。

## (D委員)

受動喫煙防止法などが新たに制定された場合には、市のポイ捨て条例も国の法律と整合を図りながら改正を行うとして、今の目的に受動喫煙が必要であればその旨の一文を足しておかないと、条例の一番大事なところなので明確にした方が良いと思います。

### (井上部長)

今の条例は、基本的には環境分野の条例であり、健康分野も関連があることと承知してはおりますが、ポイ捨てをなくす条例としてスタートしています。

受動喫煙を健康面から、この条例のなかに謳い込むことは、路上の喫煙にとどまらないことになり、 屋内での分煙などを盛り込むのは、難しいと思っております。

### (F委員)

「第8条の(2)」の部分に吸い殻入れとありますが、喫煙者にとって吸い殻入れが実際に機能しているのか、判りません。

喫煙される方が常に吸い殻入れを携帯しているのかどうか、携帯用の吸い殻入れが吸い殻入れとして機能するものなのかどうか、その点についてお聞きしたい。

#### (日委員)

たばこを吸われる方は、比較的携帯用の吸い殻入れをお持ちの方が多いという印象を個人的には持っております。実際、分煙も進んでおり、吸える場所も限られていますので、場所を探して、お吸いになられる方が増えた印象があり、喫煙者の方も分煙というモラルが高まっていると思います。

また、飲食店内で仮に喫煙できたとしても、店舗の外に出てご自分の携帯用の吸い殻入れをお使いになって、たばこを吸って戻られる方もいますので、一定の機能を果たしていると思います。

#### (A委員)

市長からの諮問に、海外からのお客様を気持ちよく迎えるということを見た時に、世界基準がある と感じました。ただ、たばこの文化を否定はできないとも思っております。

#### (井上部長)

今、いただいたお話のとおりで、皆様にもたばこを吸う人に対してご配慮をいただいたご審議をいただければと思います。何でも規制をするというわけではなく、吸う人の権利といった部分も受け止めていただければと思います。

#### (C委員)

条例の改正では、ポイ捨て禁止という中に、路上喫煙禁止という流れが分かるように作っていただければ良いと思います。

## ( J 委員)

今後のスケジュールを見ると「市民意見募集」と書いてありますが、非喫煙者と喫煙者の両方の意 見が出てくると思います。

ポイ捨てや歩きたばこの禁止は必要ですが、これ以上厳しくする必要はないと思います。大切なのはモラルや人格の問題ですので、吸う人の気持ちも考えて緩やかな改正でお願いしたいです。

#### (K委員)

何かを規制するとか何かひとつの方向に縛り付けるのではなくて、各個人のモラルを向上させるための条例が根底にあるのが大事だと思います。

モラル意識が高く、きちんとしたマナーの元での喫煙者もいらっしゃいますが、逆に縛りが強くなればなるほど、どこかで抜け穴を探すのが人間の常なので、大事な条例ですが、窮屈な社会にならないことを望みます。

### 7 報告事項

(1) 長野市環境マネジメントシステム (NEMS) の報告について

ア 平成 28 年度市有施設のエネルギー使用量について 【 資 料 2-1】

イ 第二次長野市環境基本計画の取組結果とマネジメントレビューについて

【資料 2-2】

ウ 長野市環境基本計画後期計画 平成29年度指標・目標値の設定について

【資料 2-3】

ア~ウについて一括説明(事務局)

### (G委員)

市有施設のエネルギー使用量について、市民病院のエネルギー使用量が非常に多と感じましたが、 市庁舎はどれくらいを占めるのでしょうか。

### ( J 委員)

長野市庁舎の電気はどこから購入していますか。

### (井上部長)

第二庁舎は、お山の発電所で、第一庁舎は、中部電力から購入しています。こちらの第二庁舎は、 お山の発電所から地産地消とした面からも購入させていただいております。

先程の市有施設のエネルギー使用量ですが、原油換算の数字で申し上げますと平成 28 年度の市役所の電気の換算量は、約1,300 キロリットル、ちなみに平成 27 年度は、1,070 から 80 キロリットルという状況です。

## 8 その他

### (委員)

特になし

### (事務局)

事務局からの連絡事項として次回の長野市環境審議会は、平成29年8月2日に予定している。

# 9 閉会